

CASBE における改正建築物省エネ法の 共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化に関する対応

2019年5月17日に公布されました、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」(以下、改正建築物省エネ法)により、共同住宅の省エネ性能評価方法の簡素化が図られ、一次エネルギー基準の評価にあたり共用部分を評価しなくても良いことになりました。

一方、CASBEE-建築(新築)2016年版においては、集合住宅用途の評価において、住戸及び共用部等の一次エネルギー消費量の値を用い、「LR3.1 地球温暖化への配慮」と「ライフサイクルCO₂」の評価の計算を行っています。そのため、共用部の一次エネルギー消費量の入力がない場合、上記について正しく評価することができない状況となります。

そこで、CASBEE-建築(新築)2016年版の集合住宅評価において、集合住宅の共用部の一次エネルギー消費量を算定されていない場合の評価については、暫定的に以下の計算方法にて算出された値を入力して評価するようお願い申し上げます。

【計算方法：「計画書」シートにおける一次エネルギー消費量の転記】

- (1) 共用部の基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)
 - ・住戸の床面積の合計(m²)×0.1
- (2) 共用部の設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)
 - ・共用部の基準一次エネルギー消費量×BEI(又はBEIm)

3 一次エネルギー消費量の転記	非住宅部分	住宅部分		合計	GJ/年
		住戸合計	共用部		
■基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)				0.00	
■設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)				0.00	
■太陽光発電等エネルギー量(③オンサイトの取組) 総量※				0.00	
うちBEI評価に含まれる量(ex.自家消費分相当)				0.00	

※全量買取制度は評価対象外
注記：住宅部分は、運用段階のLCCO₂の算定に必要となるため、一次エネルギー消費量を入力する。なお非住宅部分については、LR1/3. 設備システムの高効率化、および運用段階のLCCO₂の算定ともにBEIを用いているため、一次エネルギー消費量の入力は不要(ただしオンサイトの取組分は要入力)。

図：CASBEE-建築(新築)評価ソフトの「計画書」シート画面